

第3回 伊万里市農業委員会会議

- 1 日 時 令和8年3月3日(火)
開会 15時00分
閉会 15時23分
- 2 場 所 伊万里市役所 大会議室
- 3 出 席 13名
- 4 欠 席 1名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	西山 哲	○	8	松永 久美子	○
2	山口 光壽	○	9	湊上 幸雄	○
3	岩橋 重幸	○	10	黒川 博隆	欠
4	古藤 大助	○	11	副島 敏和	○
5	中島 一男	○	12	前田 勉	○
6	岩永 純一	○	13	田中 平市	○
7	木須 治紀	○	14	梶原 賢治	○

議事録署名者 4番 古藤 大助

8番 松永 久美子

5 事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	土井 清隆	農地係長	末吉 亜紀
書記	池田 晃樹	書記	江口 隆星

6 その他出席者

なし

7 付議事項

議案第8号	農地法第5条の申請について
議案第9号	農地法第4条の申請について
議案第10号	農地法第3条の申請について
議案第11号	農用地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業〕 について

8 報告事項

報告第8号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転 用届出について
-------	----------------------------------

9 連絡事項

なし

議長	<p>みなさん、こんにちは。</p> <p>それでは、ただいまより第3回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者は 10番 黒川 博隆委員です。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は4番 古藤 大助委員、8番 松永 久美子委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、4つです。</p> <table data-bbox="347 607 1281 853"> <tr> <td>議案第8号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>議案第9号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第10号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>議案第11号</td> <td>農用地利用集積等促進計画 [農地中間管理事業] について</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>利用権設定 通年</td> <td>9件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、1つです。 報告第8号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について 1件</p> <p>となっております。 それでは、議事に入ります。 議案第8号 農地法第5条の申請について、事務局から説明をお願いします。</p>	議案第8号	農地法第5条の申請について	3件	議案第9号	農地法第4条の申請について	1件	議案第10号	農地法第3条の申請について	8件	議案第11号	農用地利用集積等促進計画 [農地中間管理事業] について			利用権設定 通年	9件
議案第8号	農地法第5条の申請について	3件														
議案第9号	農地法第4条の申請について	1件														
議案第10号	農地法第3条の申請について	8件														
議案第11号	農用地利用集積等促進計画 [農地中間管理事業] について															
	利用権設定 通年	9件														
事務局	<p>議案第8号 9番についてご説明します。 議案は1ページになります。 図面は1ページから3ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が駐車場として使用するための申請です。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は1ページ、10番になります。 図面は4ページから9ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 借受人が一般住宅として使用するための申請です。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は2ページ、11番になります。 図面は10ページから29ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。</p>															

事務局	<p>譲受人が工場として使用するための申請です。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>議案第8号 については以上3件です。</p>
議長	<p>それでは9番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>この土地は、道路と高さも一緒に排水関係も側溝がありますので、何の問題もないところですよ。区長さん、生産組合長さんの承諾もありました。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>9番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、10番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>娘さんが帰ってこられるということで、2年前くらいから家の近くの土地を探していたそうです。推進委員さんと一緒に現地に行きましたが、問題ないと思いましたが、承諾しました。区長さん、生産組合長さんの承諾もありました。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>10番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、11番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>この場所は、〇〇〇の隣に倉庫と小さな事務所があるところですよ。そこに工場をつくるための申請ということですよ。計画地には農地以外にも山林などの土地がたくさんあります。排水は、近くの川に流すという計画になっています。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>11番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、農地法第5条の申請3件については承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第9号 農地法第4条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第9号 1番についてご説明します。 議案は3ページになります。 図面は30ページから32ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 申請人が植林として使用するための申請です。 なお、許可を受けずに〇〇〇頃植林していたとして始末書が添付されています。</p>

事務局	<p>す。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第9号 については以上1件です。</p>
議長	<p>1番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>申請地は山の中にあります。以前は梨を植えてあったそうですが、梨を切って、クヌギと杉を植えておられました。許可の届出を出さずに植えられていましたので、始末書を出されたそうです。雨水は自然浸透です。現地は山の中ですので問題ないと思います。区長さん、生産組合長さんの承諾もありました。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>1番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、農地法第4条の申請1件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第10号 農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第10号 8件について御説明いたします。 議案は4ページから6ページになります。 申請事由や経営状況を掲げております。 全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしております。 なお、議案4ページ18番につきまして補足いたします。〇〇〇〇の4筆は、令和6年12月10日付で非農地通知を発出し、農地台帳から除外をしておりました。今回、農地法第3条の申請地に含まれていたため、農業委員さん、推進委員さんと事務局で現地を確認したところ、農地として適切に管理されており、農地法上の農地と認められるため、農地台帳に再登録を行い、農地法第3条の申請の受付を行ったものです。 議案第10号 については以上8件です。</p>
議長	<p>議案第10号 について議案の4ページから6ページを見ていただき、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第10号 農地法第3条の申請については許可といたします。</p> <p>続きまして、議案第11号 農用地利用集積等促進計画[農地中間管理事業]の利用権設定の通年9件について説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第11号 農地中間管理事業について御説明いたします。 議案の7ページから8ページに農用地利用集積等促進計画書を、9ページから13ページに明細書を掲げております。 貸付人から公社、公社から借受人への利用権設定となっております。 借受人が7名、貸付人が9名で、面積は田が13,549㎡、畑が6,808㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは議案に記載しているとおりです。 議案第11号 農地中間管理事業については以上9件です。</p>
議長	<p>議案第11号 農用地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業〕の利用権設定の通年について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第11号 農用地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業等〕の利用権設定の通年については申し出のとおりに決定します。 議案についての審議は以上になります。</p> <p>続きまして、報告事項に移ります。 報告第8号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第8号 について御説明します。 議案は14ページ、2番になります。 図面は、33ページから36ページになります。 申請地は、〇〇〇〇地区です。 申請人が農業用倉庫として使用するための届出になります。 報告第8号 については以上1件です。</p>
議長	<p>それでは、2番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>家の向かいに農業用倉庫を建てたいということでした。家の前に川があって、その先に畑がありますが、そこに倉庫を建てたいということです。自分の畑に倉庫を建てるということで問題ないと思います。区長さん、生産組合長さんの承諾もありました。</p>
議長	<p>報告第8号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、これで報告事項を終了します。 これで第3回農業委員会会議を閉会します。</p>

